1 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年には、政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、この方針を踏まえ、児童生徒が生命(いのち)を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、学校において「生命(いのち)の安全教育 | を推進することが求められています。

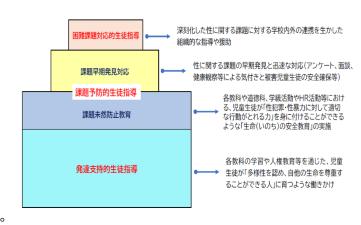
2 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

性犯罪・性暴力には、性的虐待、デートDV (Domestic Violence)、SNS を通じた被害、セクシャルハラスメントなどがあります。DV とは、配偶者など親密な間柄の相手から振るわれる暴力のことです。

特に、交際相手との間に起こる暴力のことを「デートDV」といい、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、様々な種類があります。性的暴力としては、性行為を強要する、避妊に協力しない、裸の撮影を強要するなどの行為を挙げることができます。

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から捉えると、右図のように整理することができます。

発達支持的生徒指導としては、 各教科の学習や人権教育等を通 して、「多様性を認め、自他の生 命や人権を尊重することができ る人」に育つように働きかけます。



課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命(いのち)の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

3 学校における性に関する指導

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解 し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、体育科、保健体育科や特別活動をは じめ、学校教育活動全体を通じて指導することとされています。

指導に当たっては、

- 発達の段階を踏まえること
- ・ 学校全体で共通理解を図ること
- ・ 保護者の理解を得ること
- 事前に、集団で一律に指導(集団指導)する内容と、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導(個別指導)する内容を区別しておくこと

などに留意し、計画性をもって実施することが求められています。

また、地域や学校の実情に応じて、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用することも考えられます。

4 「生命(いのち)の安全教育 | の実施

(1) 目標

「生命(いのち)の安全教育」では、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、 自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目標としています。

(2) 各段階のねらい

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にする態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高等学校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、 性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起 きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援 学校	障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生 徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができ るようにする。

(3) 指導内容

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような指導を行います。

段階等	指導内容
幼児期や小学校低学年 の早い時期	他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
小学校高学年や 中学校の段階	裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険が あることを理解させる。
中学校や 高等学校の段階	「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。
高等学校や 大学等の段階	レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシャルハラスメントなどの性的暴力について周知する。また、相手の望まない性的な行為は全て性暴力に当たること、性暴力は決して許されないものであり、悪いのは加害者であって被害者は悪くないこと、性暴力は刑法の処罰の対象になることを理解させる。
障害のある児童生徒等	個々の障害の特性や状態等を踏まえた適切な指導を行う。

(4) 留意点

- 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を 事前に検討しておく必要がある。
- 家庭で被害経験(性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む)がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。
- 挨拶の際の行動や、距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。